

温泉の成分、禁忌症及び入浴又は飲用上の注意（その1）

成 分			
1 源 泉 名	姫城126号		
(1) 源 泉 所 在 地	霧島市隼人町姫城2484番地1		
(2) 使用施設名及び所在地	家族湯一番 霧島市隼人町姫城2486番地		
2 泉 質	ナトリウム-炭酸水素塩泉（低張性、弱アルカリ性、高温泉）		
3 泉 温	源 泉	52.5℃	（気温24℃）
4 温 泉 の 成 分	使用位置		℃（気温℃）
(1) 性 状	ゆう出地	無色透明、無味、無臭	
	試験室	無色透明、無味、無臭	
(2) 水素イオン濃度（pH）	ゆう出地	7.7	
	試験室	7.76	
(3) ラドンを含有量	3.2	（百億分の一キューリー単位）	
(4) 密度	0.9993	（20℃における）	
(5) 蒸発残留物	1.001	g/kg（110℃）	
(6) 温泉の成分	（本水1kg中に含有する分量）		
ア 陽イオン			
成 分	ミリグラム（mg）	ミリバル	ミリバル%
Na <sup>+</sup> ナトリウムイオン	358.3	15.59	93.93
K <sup>+</sup> カリウムイオン	23.4	0.60	3.61
NH <sub>4</sub> <sup>+</sup> アンモニウムイオン	1.0	0.06	0.36
Mg <sup>2+</sup> マグネシウムイオン	2.2	0.18	1.08
Ca <sup>2+</sup> カルシウムイオン	3.4	0.17	1.02
計	388.3	16.60	100.00
イ 陰イオン			
成 分	ミリグラム（mg）	ミリバル	ミリバル%
F <sup>-</sup> フッ素イオン	0.4	0.02	0.12
Cl <sup>-</sup> 塩素イオン	116.1	3.27	19.78
SO <sub>4</sub> <sup>2-</sup> 硫酸イオン	11.8	0.25	1.51
HPO <sub>4</sub> <sup>2-</sup> リン酸水素イオン	0.3	0.01	0.06
HCO <sub>3</sub> <sup>-</sup> 炭酸水素イオン	784.5	12.86	77.80
CO <sub>3</sub> <sup>2-</sup> 炭酸イオン	3.7	0.12	0.73
計	916.8	16.53	100.00
ウ 遊離成分			
メタケイ酸（H <sub>2</sub> SiO <sub>3</sub> ）	170.4	mg	
メタホウ酸（HBO <sub>2</sub> ）	8.5	mg	
ガス成分を除く溶存物質総量	1484	mg	
遊離二酸化炭素（CO <sub>2</sub> ）	38.5	mg	
成分総計	1523	mg	
エ その他微量成分			
総ヒ素	0.005	mg/kg	未満
総水銀	0.5	μg/kg	未満
銅イオン	0.01	mg/kg	未満
亜鉛	0.05	mg/kg	未満
鉛イオン	0.01	mg/kg	未満
カドミウム	0.005	mg/kg	未満

温泉の分析年月日

平成16年 6月 4日

登録分析機関の名称及び登録番号

財団法人 鹿児島県環境技術協会 鹿児島県第2号

温泉の成分、禁忌症及び入浴又は飲用上の注意（その2）

禁忌症及び入浴又は飲用上の注意	
1 浴用の禁忌症	
(1) 一般的禁忌症	急性疾患（特に熱のある場合）、活動性の結核、悪性腫瘍、重い心臓病、呼吸不全、腎不全、出血性疾患、高度の貧血、その他一般に病勢進行中の疾患、妊娠中（とくに初期と末期）
(2) 泉質別禁忌症	なし
(3) 次の疾患については、原則として高温浴（42℃以上）を禁忌とする。	ア 高度の動脈硬化症、イ 高血圧症、ウ 心臓病
2 飲用の禁忌症	<b>飲用許可無し</b>
3 療養泉の適応症	
(1) 一般的適応症（浴用）	神経痛、筋肉痛、関節痛、五十肩、運動麻痺、関節のこわばり、うちみ、くじき、慢性消化器病、痔疾、冷え性、病後回復期、疲労回復、健康増進
(2) 泉質別適応症（浴用）	きりきず、やけど、慢性皮膚病
4 浴用上の注意事項	
(1) 温泉療養を始める場合は、最初の数日の入浴回数を1日当たり1回程度とすること。その後は1日当たり2回ないし3回までとすること。	
(2) 温泉療養のための必要期間は、おおむね2ないし3週間を適当とすること。	
(3) 温泉療養開始後おおむね3日ないし1週間前後に湯あたり（湯さわり又は浴場反応）が現れることがある。「湯あたり」の間は、入浴回数を減じ又は入浴を中止し、湯あたり症状の回復を待つこと。	
(4) 以上のほか、入浴には次の諸点について注意すること。	
ア 入浴時間は、入浴温度により異なるが、初めは3分ないし10分程度とし、慣れるにしたがって延長してもよい。	
イ 入浴中は、運動浴の場合は別として一般には安静を守る。	
ウ 入浴後は、身体に付着した温泉の成分を水で洗い流さない（湯ただれを起しやす	
い人は逆に浴後真水で洗うか、温泉成分を拭き取るのがよい）。	
エ 入浴後は湯冷めに注意して一定期間の安静を守る。	
オ 熱い温泉に急に入るとめまい等を起こすことがあるので十分注意をする。	
カ 食事の直前・直後の入浴は避けることが望ましい。	
キ 飲酒しての入浴は特に注意する。	
禁忌症等決定年月日	平成20年12月 3日
決 定 者	鹿児島県始良保健所長

